

## 令和7年第10回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年10月10日(金) 午後1時30分から午後2時40分
- 2 場 所 菊池市役所 本庁2階 204会議室
- 3 出席委員 1番/東博己 2番/山内正春 3番/中山真由美 4番/佐々木英樹  
6番/丸山利明 7番/吉野幸資 8番/横田 勇 9番安武義徳  
10番/徳永久美 12番/池田博之 13番/高山悦子 14番/木村克幸  
15番/泉田加代子 16番/平山一浩 17番/牛島誠治郎 18番/永松治雄  
19番/川口五月
- 4 欠席委員 5番/松岡 忠、11番/山本英治
- 5 事務局 (本 庁) 古田十咲、高野美由紀、清水登、岡島尚輝、近藤孝雄  
(泗水分室) 近藤健志 (七城支所) 井芹加苗
- 6 議 題 議案第1号 農地所有適格法人設立届出について  
議案第2号 買受適格証明願について  
議案第3号 農地法第3条許可申請について  
議案第4号 農地法第4条許可申請について  
議案第5号 農地法第5条許可申請について  
議案第6号 農用地利用集積促進等計画(案)について  
議案第7号 非農地通知について  
議案第8号 非農地証明願について
- 報 告 ①許可不要転用届について  
②合意解約について

### 《開会》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせて頂きます。本日は、議席番号5番、松岡委員と、それから、代理で林推進委員さんには出席いただいておりますけども、11番の山本委員が欠席ということでございますので、本日は19名中17名の委員にご出席をいたしておりますので、菊池市農業委員会会議規則第9条における過半数を超えており、本会議は成立していることをご報告いたします。それでは、ただいまより令和7年第10回菊池市農業委員会会議を開会いたします。まず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 《会長挨拶》

### 《議事録署名者指名》

会長 それでは、議事録署名人を指名いたします。菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、議席番号7番吉野委員と議席番号8番横田委員を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

### 《議案審議》

会長 それでは、議案第1号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 はい。議案第1号、農地所有適格法人設立届についてでございます。議案書の1ページをお願いいたします。別紙のとおり、農地所有適格法人設立届け出がありましたがので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件となっております。2ページ以降が、設立届出書の内容になりますが、本法人は、本市のお茶農園が辞められたことにより、県の事業継承の事業を通して、第3者継承として選定された法人になります。今回、農地を取得するにあたり、届出を出されたものでございます。資料にあります通り、農地所有適格法人の要件であります法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件につきましては、満たしていることから、特に問題はないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 農地所有適格法人設立届出につきまして、事務局より説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

はい、どうぞ。

高山悦子委員 13番の高山です。これは具体的にはどなたがされるのでしょうか。  
従事状況には何も書いてないですが。

事務局 この件に関しましては、県の事業になりますが、八女の方がこの場所でお茶をずっとやっておられてましたが、後継者もいなくて、今回引退するという事で、継いでいただく方を募集する事業が、県の事業にございまして、全国に投げかけた中で、応募してきた1社でございます。今後、こちらに事務所を設立して、そこで、作業員さんが作業に従事されるという事でございます。

会長 よろしいでしょうか。

高山悦子委員 はい。

**会長** 他にはございませんでしょうか。意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**会長** はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に議案第2号を上程いたします。事務局に議案の説明をお願いいたします。

**事務局** はい。議案第2号買受適格証明願についてでございます。議案書の6ページをお願いいたします。公売に付された別紙の農地につきまして、買受適格証明願が提出されましたので、農地法第3条許可の適格者としての可否について、ご審議の上、委員会の意見を決定し、適格証明書を交付するものでございます。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**事務局** 買受適格証明とは、公売にかかった農地を入札する際、その入札者が農地法の許可を受けることができるものであることを証明するものです。この方々が3条許可を受けるものとして、適格であることの判断をいただきますと、証明書をもって入札に参加されます。そして、その中で落札された方が、後に3条申請をされ、議案として上がってくるものです。以上です。

**会長** 買受適格証明願につきまして、事務局より説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

**山内正春委員** 2番の山内です。これは競売となってますが、買受適格証明書というのがなければ、入札にはできないのですか。

**事務局** 今回ご審議いただいて、3条の許可を受けるものとして適格である。ということになりますと、この証明書をもって、入札に参加されることになります。なければ、入札はできません。

**会長** よろしいでしょうか。

**山内正春委員** はい。

**会長** 他にはございませんか。意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**会長** はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に議案第3号を上程いたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

**事務局** はい。議案第3号、農地法第3条許可申請についてでございます。21ページをお願いいたします。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関する規定として、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、許可指令書を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転9件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定4件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**会長** それでは、所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

**事務局** 今月の案件は、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。1番です。22ページお願いします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、面積につきましては、議案書に記載の通りです。

**会長** 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**横田 勇委員** 8番、横田です。ここは、ダムの送水管が通ってる農地です。1枚の田んぼが、三つに分けられて、登記してあります。上から3つが一緒で、下の3つがまた1枚になっています。中山間地になりますが、現地を確認しましたところ、管理が行き届いていない状況で、現状では作付はしていません。この辺は、課題であると思いますので、今後は、買われた方に対しても、管理をお願いする必要があるかと思います。中山間地域なので、非常に作業効率は悪く、農地の売買は行われていますが、耕作が非常に難しいところがあります。また、隣接に山等がありまして、管理ができないということは、イノシシも出ます。集落でフェンスを張っておられますか、穴が空いた状態等で、問題があります。このような現状も、課題の一つとしてとらえております。以上です。よろしくお願ひします。

**会長** 次に、2番をお願いいたします。

**事務局** 所有権移転2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、面積につきましては、議案書に記載の通りです。

**会長** 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**川口五月委員** 19番、川口です。10月8日に推進委員と現地確認を行いました。ここは、譲受人さんが、もう3年ほど前から、苗床の時期だけ借りて、種蒔きをされておりました。道路沿いで、狭いんですけど細長くて、ちょうど苗床するのにはいいということで、

ちょっと借りて、その時期だけ使っていらっしゃいましたが、相談されて贈与ということで、今回の申請になりました。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

会長 次に、3番をお願いいたします。

事務局 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、面積につきましては、議案書に記載の通りです。

会長 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員 19番川口です。8日に推進委員と現地確認を行いました。譲渡さんは高齢で、もう仕事はできません。一人暮らしです。譲受さんが栗を植えて管理をされておりますので、今回、買い受けることになりました。特に問題はないと思います。そのまま栗を栽培されるそうです。ご審議よろしくお願ひします。

会長 次に、4番をお願いいたします。

事務局 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、面積につきましては、議案書に記載の通りです。

会長 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸賀委員 7番の吉野です。10月4日に現地確認に行きました。非常に道路の狭いところから入ったところですが、譲渡人は、農業はされてなくて、譲受人は、少し作られておりまして、ここには栗を植えられるということです。現在、この土地には、何も植えていない状態で、草が少し入ってますけど、耕うんをした形跡はございますので、そこに栗を植えられるかと思います。親戚間の無償による所有権移転でございます。特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

会長 次に、5番をお願いいたします。

事務局 5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、面積につきましては、議案書に記載の通りです。

会長 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員 10番の徳永です。譲受人さんと譲渡人さんは、ご兄弟です。譲渡さんが、もう熊本には戻らないということで、今回の所有権移転になってしまいます。ここの農地は、譲受人さんの自宅の隣であり、前々から家庭菜園を作つておられましたが、先日、見た

ときも、家庭菜園で、色々な野菜を植えてありました。問題はないと思います。皆様よろしくお願ひします。

会長 次に、6番をお願いいたします。

事務局 6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、面積につきましては、議案書に記載の通りです。

会長 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

安武義徳委員 9番の安武です。今回の案件は、親子間の贈与ということで、先般、推進委員さんと現地の確認をいたしました。特に問題はないと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 次に、7番をお願いいたします。

事務局 7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、面積につきましては、議案書に記載の通りです。

会長 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

安武義徳委員 9番の安武です。譲受人さんが、今回、家屋敷を購入されるということで、譲渡人から購入されますが、それに付随する形で菜園場というか、家庭菜園の農地があった。ということであります。また譲受人は、以前より、小物野菜等を栽培されておりまして、今回の購入した農地については、将来的にはハーブを作りたい。というご本人からの意向でございました。推進委員にも確認をとりまして、特に問題はないというご判断をいただいております。よろしくお願ひいたします。

会長 次に、8番をお願いいたします。

事務局 8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、面積につきましては、議案書に記載の通りです。

会長 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

中山真由美委員 3番の中山です。この土地は、譲受人さんの隣になりますが、今までいろいろ管理をされておりまして、譲渡人さんが、今後こちらには帰ってこないということで、譲受人と双方合意の上での申請になります。何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。

**会長** 次に、9番をお願いいたします。

**事務局** 9番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、面積につきましては、議案書に記載の通りです。

**会長** 9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**泉田加代子委員** 15番、泉田です。10月8日に推進委員さんと現地確認に行きました。譲受人さんは、以前からこの地域の農地をたくさん買い求めておられ、この度も同様に所有権移転になります。譲受人さんが87歳と高齢ですが、会社の代表者で、実際は従業員さんが作業されています。現地に行った時もゴボウを植えられていました。特に問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

**会長** 次に、賃貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

**事務局** 1番です。貸付人、借受人、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載の通りです。

**会長** 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**徳永久美委員** 10番の徳永です。もともと譲渡人さんは、違う方に行って頂いていたということで、今回、更新で、同じ地区の方に使って頂くようになりました。ということでした。問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひします。

**会長** 次に、使用貸借権設定の一番について説明をお願いいたします。

**事務局** 1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、面積につきましては、議案書記載の通りです。

**会長** 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**吉野幸資委員** 7番の吉野です。この案件は、経営移譲年金受給のための再設定ということです。10月4日に現地を確認いたしましたところ、お父さんが作っておられた土地を、そのまま利用されるということで、筆数はかなりありますが、整備済みの圃場が主で、管理もされておりました。特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

**会長** 次に、2番をお願いいたします。

**事務局** 2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、面積につきましては、議案書記載の通りです。

**会長** 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**吉野幸賀委員** 7番の吉野です。この案件につきましても、先ほどと同様に、経営移譲年金受給のための再設定でございます。10月4日に現地を確認いたしまして、ここも20筆ほどございますが、お父さんから子供さんにということで、整備済みの場所でございまして、管理もされております。問題はないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

**会長** 次に、3番をお願いいたします。

**事務局** 3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、面積につきましては、議案書記載の通りです。

**会長** 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**永松治雄委員** 18番、永松です。この件も、経営移譲年金受給のための再設定ということでございます。譲受人さんは、現在、水稻を作つておられますが、畑の方は、耕うんはされていましたが、現在、作付けはされていない状況でした。一番下の他4名の中に、譲渡人さんが入っているということで、この土地も入っているということでございました。問題はないと思います。よろしくお願ひします。

**会長** 次に、4番をお願いいたします。

**事務局** 4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、面積につきましては、議案書記載の通りです。

**会長** 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**永松治雄委員** 18番、永松です。この案件も、経営移譲年金受給のための再設定ということでございます。現地確認時には、トウモロコシが作付されておりました。譲渡人さんは、法人との再設定ということで、酪農を営んでおられます。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

**会長** 農地法第3条の許可申請につきまして、事務局、各担当委員さんからの説明は終わりましたが、8番を除く案件につきまして、何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

はい。どうぞ。

**東 博己委員** 1番、東です。9番の案件なんすけども、譲受人の住所が、福岡県となつておりますが、こちらに拠点っていうか、そういういたものはあるんでしょうか。

**会 長** 事務局お願いします。

**事務局** はい。以前もこの方については、総会において、「福岡から来て農業するのか」という、委員さんから質問がありました。こちらの方で、トラクター等の機械も近くの農家さんから借りるなどして作業もされておられます。拠点に関しては、こちらの方で事務所を設けたいという事は聞いております。その他、補足等があれば、泉田委員さん、お願いいたします。

**泉田加代子委員** 15番、泉田です。この譲受人さんから、推進委員さんの方に直接、電話があったということですが、自分は高齢で87歳で代表者だけれども、何人かに手伝ってもらい、ゴボウ、イモ、大根を作るということだそうです。

私が、現地確認に行った時にも、ゴボウを2人で植えられていました。以上です。

**会 長** よろしいでしょうか。

**東 博己委員** はい。

**会 長** 他にはございませんか。事務局の方に、この9番の方は申請があるたびに、ご高齢という事と、ご家族さんの継承あたりもないというような事を受けておりますので、作られるのは年齢とかの制限はないのですが、今後、この方にもしものことがあった場合に、どんな形で継続的に農地を守っていかれるのか。ということの確認はしていただきたいと思いますが、よろしいですか。

**事務局** はい。今度、来られた時に、その辺は十分ご説明したいと思います。

**会 長** それでは意見もないようですので、8番を除く案件につきまして、承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**会 長** はい。ありがとうございました。全員挙手ですので許可することに決定いたします。次に8番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、その議事に参与することができない。となっておりますので、該当する、16番の委員さ

んは、しばらくこの間ご退席をお願いいたします。

**会長** それでは 8 番につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

意見もないようですので、8 番について許可することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

**会長** はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、8 番については許可することに決定いたします。退席の委員さん、入室をお願いいたします。次に、議案第 4 号を上程いたします。事務局で議案の説明をお願いいたします。

**事務局** はい。議案第 4 号、農地法第 4 条許可申請についてでございます。28 ページをお願いいたします。農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙の通り申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は 1 件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

**会長** それでは、1 番について説明をお願いいたします。

**事務局** はい。それでは 29 ページをお願いいたします。所在、地番、地目、面積、申請人、それから転用の目的、理由は議案書の通りです。農地区分としては、計都市計画の用途区域の中になりますので、3 種農地となります。顛末書がついておりますので、ご説明したいと思います。場所は、市役所から西南方向に約 500m のところになります。スクリーンをご覧ください。拡大した場所はこうなっておりますが、現況はこのように作業場が建っております。今は営業されておりません。顛末書をお読みいたします。この度、下記土地について農地法に基づく転用許可の有無が不明確なまま、長年にわたり、建物が利用されてきた事実が判明いたしました。過去に当該土地の賃借人によって、建物が建築されましたが、当時の転用許可の有無を確認することができず、結果として、適合性が担保されないまま、今日至ったことについて土地所有者として深く反省しております。昭和 45 年頃を、当該土地の賃借人によって作業所、車両整備場が、建築され、以後長年にわたり利用されてきました。当時、農地法に基づく転用許可を受けていたかどうかは不明であり、菊池市農業委員会においても記録を確認できない状況であり、そのため農地転用の適法性が担保されないまま、長年にわたり建物が利用される結果となりました。現状を是正するため、この度、土地所有者である私が申請者となり、農地法第 4 条の転用許可申請を行うものでございます。今回の件については、深くお詫び申し上げます。と

いう事でございます。農業委員会としましても、許可書などについては、重要文書として30年を保存年限として保管しておりますが、この件に関しましては30年以上経過しておりましたので、確認ができなかったという案件でございます。以上です。

会長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**牛島誠治郎委員** 17番の牛島です。只今、事務局からご説明がありました通りですが、10月8日に会長さんはじめ、事務局、推進委員さんと現地調査を行いました。この土地の面積は595m<sup>2</sup>でございます。申請者が、相続されまして、この土地を売買しようとしたら畠であったという事です。当時の農地転用は、書類がないということで、現在、全くわかりませんということでした。そのような事情から、今回、農地転用申請になったものでございます。現在、この土地の建物には誰も住んでおられません。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 農地法第4条の許可申請につきまして、事務局、担当推進委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねはございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会長 はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

**事務局** はい。議案第5号、農地法第5条許可申請についてでございます。30ページをお願いいたします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙の通り申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転が7件、賃貸借権設定2件となっております。詳細につきましては、担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

**事務局** はい。それでは31ページをお願いいたします。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、それから転用の施設、転用の事由等は、議案書の通りでございます。場所につきましては、旭志支所から西へ約1.7kmのところになります。1種農地の不許可の例外

に当たります「集落接続」ということで、転用の方は可能かと思われます。以上です。

会長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**中山真由美委員** 3番、中山です。この案件は、譲受人さんは、譲渡人の姪御さんで、定年を機に生まれ育った土地で、また、高齢の母親や一人暮らしの叔父叔母の近くで、住み、寄り添って晩年を暮らしたいということでの申請です。土地利用計画は、平屋住宅の1棟と駐車場2台分、あと家庭菜園です。近隣の作物に影響はないと思います。給排水計画は、給水は菊池市の上水道を利用して、排水は合併浄化槽で処理し隣接用水路へ、また、雨水は自然浸透で、オーバーフロー部分は用水路に流す。との事です。造成中、まだ完成後は、周りに迷惑がかからないように努力します。ということです。なお、地域に密着し、いろいろな寄り合いなど、作業にも協力していくということです。何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。

会長 次、2番をお願いいたします。

**事務局** はい。2番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、それから転用の目的等、議案書の通りです。場所につきましては、旭志支所から西へ、約1.7kmのところにあります。スクリーンで、黄色で囲んだところが、自宅になっておりまして、その進入路の拡幅でございます。1種農地の不許可の例外規定で、「既存敷地の2分の1の拡張」に当たりますので、転用の方は可能かと思われます。以上です。

会長 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**中山真由美委員** 3番、中山です。この案件は、1番で述べました所有権移転に伴い、先の方の自宅進入路が非常に狭く、今まで支障をきたしていたので、分筆されて、そこを買い受けて広くすることにより、緊急車両や防災、いろいろな対応が可能になるということで、申請がありました。よろしくお願ひします。

会長 次に、3番をお願いいたします。

**事務局** はい。3番です。所在、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用の目的等、議案書の通りとなっております。場所につきましては、旭志支所から西へ約2.5kmのところにあります。集落内でございます。ここも先ほどと同じように、申請者の自宅に入る道の拡幅でございます。宅地に囲まれております。それから南側は川でございますので、2種農地になります。転用における代替え地は、もうここしかないので、ありませんが、転用は可能と思われます。以上です。

会長 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**中山真由美委員** 3番の中山です。この案件も、自宅への進入の進入路が非常に狭く、今まで車が脱輪したり、いろいろな事故が頻繁に起こっていましたので申請されたという事です。汚水や雨水などの問題はないと思います。また、造成中や完成後にいろいろな問題が生じたら、譲受人さんが、責任を持って対処するということです。問題はないと思います。よろしくお願ひします。

**会長** 次に、4番をお願いいたします。

**事務局** はい。4番です。32ページをお願いいたします。所在、地番、地目、面積、それから譲渡人2名、譲受人1名、転用の目的等は、議案書の通りとなっております。場所につきましては、泗水支所から東北東へ約5km、道の駅旭志のすぐ西側に当たる部分でございます。農地区分といたしましては、1種農地になります。しかしながら、1種農地の不許可の例外であります国県道沿いの物流施設となりますので、転用の方は可能かと思われる案件でございます。以上です。

**会長** 4番につきましては、山本農業委員さん欠席ですが、本日は林推進委員さんがお見えですので説明をよろしくお願ひいたします。

**林 創世推進委員** 推進委員の林です。山本農業委員に代わって説明いたします。申請地は、道の駅旭志に隣接した旭志と泗水の堺であり、去る10月8日に山本委員、平山委員、桐原推進委員、事務局とともに現地調査を行いました。譲受人は、半導体製造に必要な産業用ガスの輸送供給を行う事業を行っております。申請地では、産業用ガスの製造は行われず、液体ガスのタンクローリー、またはガスボンベで輸送・供給するための、輸送作業・保管拠点としての倉庫として利用するための転用申請です。また、転用後の造成など、開発行為は、菊陽町に本社のある、記載の業者が行います。給水はボーリングにより、井戸水の利用。雨水排水は、地下式の調整池を設置し、申請地の西側市道集水枡に排水となっております。生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後は雨水とともに市道集水枡に排水となっております。また、申請地に隣接する県道と市道の交差点は、見通しが悪く、以前より交通事故が多発しておりますが、今回の事業で、申請地が1メートル数十センチ低くなり、道路の隅切りや建物も道路から離して建てられてますので、見通しがよくなり、事故が減少すると思われます。このほか、消防法、高圧ガス保安法・関連法を遵守されており、周囲の安全に留意されていること。周辺の農地には影響がないことからも、転用することはやむを得ないと考えます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

**会長** 次に、5番をお願いいたします。

**事務局** はい。それでは、33ページをご覧ください。所在、地目、地番、面積、譲渡人、

譲受人、それから転用の施設、理由は、議案書の通りでございます。場所につきましては、泗水支所から東へ約4.1kmになります。泗水の住吉工業団地の西側になります。農地区分は、2種農地となります。代替地の検討もされており、転用は可能かと思われます。以上です。

会長 5番につきましても、林推進委員に意見をお願いいたします。

**林 創世推進委員** 謙受人は、合志市に本社がある土木工事会社で、他の電機工場の関連工事を、今回の申請地から近い場所で行っており、必要な資材置き場、砂利置き場、作業車両駐車スペースとして活用するための申請です。また、今回の申請地の南側、申請者が所有する袋地の山林があるため、申請地の一部を、通路整備することにより、将来的な活用も備えるように計画されております。給水が不要で、汚水生活雑排水は発生しないところで、雨水は自然浸透となっております。山林に囲まれた申請地の周辺は、耕作放棄地が多く、農地への影響はないと思われますので、転用はやむを得ないと存じます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 次に、6番をお願いいたします。

**事務局** はい。6番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、それから転用の目的は、議案書の通りとなっております。場所につきましては、泗水支所から北北西へ930mになります。農地区分は、1種農地になります。しかしながら、スクリーンの黄色のところが既存施設で、赤色が今回の申請地になりますが、1種農地の不許可の例外に当たる「既存敷地の2分の1以内の拡張」ということで、転用は可能かと思われるところでございます。以上です。

会長 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**佐々木英樹委員** 4番佐々木です。申請者は、運送業をされておりまして、業務拡大をすることによって、車両の置き場が足りないということから、隣接地を購入されるということでありました。舗装はしないという事で、自然浸透で、雨水も浸透枠を利用するということでございました。特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

会長 次に、7番をお願いいたします。

**事務局** はい。7番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、それから転用の目的等、議案書の通りとなっております。場所につきましては、泗水支所から北に1.8kmのところで、県道辛川鹿本線に面した農地となっております。1種農地ですけれども、不許可の例外であります「国・県道沿いの流通業務施設」ということで、転用は可能かと思われるところです。以上です。

会長 7番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

**佐々木英樹委員** 4番、佐々木です。こちらも運送業で、現在、倉庫業と配達業をされてる会社でございます。この度は、他の工場の部品を輸送保管するということで、駐車場と倉庫を建設されるということで申請されております。排水関係、給水関係は、市の施設を利用し、施設内での浸透枠で雨水対策はされております。隣接の方にも、いろいろお話をされて、一応、了承はいただいているということでございまして、問題はないかと思います。よろしくお願ひします。

会長 次に、賃貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

**事務局** 34ページをお願いいたします。1番です。所在、地番、地目、面積、貸付人、借受人、それから転用の目的等を議案書の通りとなっております。場所につきましては、菊池市役所から南東に約5kmのところになります。工事のための一時転用でございます。農地区分は2種農地になります。一時転用ですので、転用は可能かと思われます。以上です。

会長 1番につきましては、私の担当ですので意見を述べたいと思います。6番の丸山です。今回の申請は、一時転用で、九州電力の菊池川第3発電所の所になります。発電が止まりますと、一時的に除水路を使って放水をされますが、その除水路の補修工事のための申請と伺っております。また、所有者の3名の方につきましては、この農地は、所有者の2番目の方が、ある程度自分の農地の管理をされておりましたが、他の2名の方は、ほとんど作付はなく、草刈等をやっておられましたが、先月8日に、現地確認に行った際には、耕作放棄地の前ぶれみたいな感じになっておりました。今回、この一時転用で、九電の方でお借りされるということで、全面の草刈等も多分行われると思っております。また、この農地につきましては、表土が本当に少なくて、その下は砂利が出るということで、機械での耕うんは非常に厳しいようなところです。面積的にも2、3反しかないようなところでございます。今回の申請につきましては、推進委員の中村さんの方からも、何ら意見もなく、許可申請につきましては、その方がいいんじゃないかというような意見ももらっておりまので、問題ないと思っております。皆さん方のご審議をよろしくお願ひいたします。

会長 次に2番をお願いいたします。

**事務局** はい。2番です。所在、地番、地目、面積、貸付人、借受人、それから転用の目的、事由等は議案書の通りとなっております。場所につきましては、旭志支所から西へ3.6kmのところにあります。道の駅の西側、住吉工業団地の南側にあたる部分でございます。今回申請地につきましては、スクリーンの赤で囲んであるところで、黄色で囲んである

のが、今回、熊本県で今進めております県営の工業団地の予定地となっております。そちらの方の工事のための一時転用ということでございますので、1種農地ですけれども、転用は可能かと思われる農地でございます。以上です。

会長 2番につきまして担当員さんの意見をお願いいたします。

平山一浩委員 16番、平山です。先ほどありましたように、県営の工業団地の造成に伴う工事において、現場事務所やトイレ、倉庫、駐車場、資材置き場、それから表土を集積しますので、そのスペースもいるというところで申請が上がっておりました。一時転用で、令和8年10月31日までという契約で、その後は、農地に戻すということです。給水は、一応なしというところだそうです。生活雑排水、排水、汚水はくみ取り式でやるとの事。雨水は原則地中浸透、オーバーフローは、地主に承諾のもと、既存のすぐそばにあります側溝に流すという事でございます。皆様のご審議をお願いいたします。

会長 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

はい。どうぞ。

平山一浩委員 16番、平山です。一番最初の案件ですが、1番2番が繋がっているところですが、この間に農地はもう残らないと考えていいですか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 スクリーンの赤のところになりますが、道につきましては、その横の白い建物がありますが、この自宅に入るための道を1.5mほど拡幅されますので、間の農地は残る事になります。

会長 よろしいですか。

平山一浩委員 はい。

会長 他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会長 意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

会 長 はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。次に議案第 6 を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 6 号農用地利用集積等促進計画案についてでございます。35 ページをお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積等促進計画案につきまして、菊地市長から意見が求められましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

事務局 36 ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表案です。今月の利用権設定は、農地中間管理事業の賃貸借権設定が 6 件、使用貸借権設定が 1 件、所有権移転が 4 件となっております。それでは、所有権移転の説明に参ります。37 ページから 38 ページをご覧ください。まず、2 番についてなんですかけれども、譲渡人さんが 10 月 6 日にお亡くなりになったということが昨日わかりました。このため、この 2 番の案件は取り下げとなります。事務手続きとしては、農業公社の方で処理されます。2 番除く 1 番から 5 番まで一括して説明します。土地の所在地、登記地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては、議案書記載の通りです。いずれの農地も農振農用地区域内にあり、買い受け予定者は地域計画に位置付けられている方であります。すべて、9 月 19 日に農業委員さん、推進委員さん立ち会いのもと、譲渡人と農業公社との契約があり、現地確認も行われました。以上です。

会 長 農用地利用集積等促進計画案につきまして、事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりますので、確認をして頂きたいと思います。

( 資 料 確 認 )

会 長 それでは、議案の確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長 意見もないようですので、原案の通り承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**会長** はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。次に議案第7号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

**事務局** はい。議案第7号、非農地通知についてでございます。43ページをお願いいたします。この議案につきましては、農地又は非農地の判断について、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。内容につきましては、次のページ、44ページに記載の通りでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**会長** 非農用地通知につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

**川口五月委員** 19番、川口です。ここは農地パトロールの時に、見つかりまして、トンネルに続く道路の両脇にあるので、多分、道路に取られたものだと思います。高いところで、擁壁の上方の両脇にありまして、それから何もされていないのではないかと思います。もう山林化しております。ご審議よろしくお願ひします。

**会長** 非農地通知につきまして、担当員さんからの説明は終わりましたが、何かお尋ね等がございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

**会長** 意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

**会長** はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、非農地通知することに決定いたします。次に議案第8号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

**事務局** はい。議案第8号非農地証明願についてでございます。45ページをお願いいたします。別紙の通り、非農地証明願が提出されましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定し、非農地証明書を交付するものでございます。内容につきましては、次のページの46ページに記載の通りでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**会長** それでは担当員さんの意見をお願いいたします。

**木村克幸委員** 14番木村です。9月17日に、事務局、推進委員と現地を確認しました。本人が、そこが自分の畠と知らず、申請代理人が見つけられたそうです。現場を見てみま

すと、もう山林でした。何ら問題はないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

**会長** 非農地証明願につきまして、担当員さんからの説明は終わりましたが、何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

**平山一浩委員** 非農用地になったら、地目は何になる。

**会長** 事務局、お願いします。

**事務局** 現況で山林ですので、山林で登記されると思われます。

**会長** よろしいでしょうか。

**平山一浩委員** はい。

**会長** 他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

**会長** 意見もないようですので、証明書を交付することにご異議のない議員さん挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

**会長** はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、証明書を交付することに決定いたします。次に、報告案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局** はい。47ページをお願いいたします。報告案件は、許可不要転用届け出についてと、合意解約についてになります。まず、許可不要転用届け出についてになりますが、2件、届け出があつてあります。48ページからが1件目になりますが、送電用の電気工作物である鉄塔建設に伴う転用になります。また、2件目は、50ページからになりますが、市道改良で土地収用法による公共事業に伴う転用になります。いずれも法令による許可不要対象の案件になります。次に、51ページをお願いいたします。合意解約についてになります。今回、農地法第18条の規定による合意解約通知が3件あつてあります。資料は51ページから52ページになります。以上、報告案件の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**会長** ただいま、事務局より報告案件につきまして、説明がございましたが、この件に

つきまして何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

会長 意見もないようですので、以上の通り報告させていただきます。本日予定しました議案は、すべて終わりましたが、その他で、ご意見等ございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

会長 意見もないようですので、これをもちまして、第10回農業委員会を閉会いたします。皆さん、ご起立お願いします。お疲れ様でした。